

更別村農業委員会議事録

令和6年 第3回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年3月13日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和6年3月13日（13時30分開会、14時10分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

6番 藤澤委員 7番 日光委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立要件確認について
- 議案第2号 更別農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

(7) その他

- ① 令和6年度年間行事等見込表について
- ② 農業委員会活動記録セットについて
- ③ 令和6年第4回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和6年第3回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。ビートポット、また融雪、特に牛屋さんは毎日仕事ですし、また所得税消費税の時期等お忙しい中、定刻までお集まりいただきありがとうございます。

本日ですが、報告事項2件、議案7件となっております。慎重審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。順番ですので、6番藤澤委員、7番 日光委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

- (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。2月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりとなっております。通常加入申込書については、農業者年金の加入資格は20歳以上60歳未満でしたが、令和4年5月から制度改正によりまして、国民年金の保険料納付済期間が40年に満たない60歳以上65歳未満の方が、年金額の充実を目的に任意に加入できる、国民年金の任意加入制度というものに入っている場合には、農業者年金に加入することができることになっており、その手続きをしたものです。

続いて給付関係です。内容は議案のとおりとなっております。老齢年金裁定請求書、特例付加年金裁定請求書、それぞれ受給希望の年齢到達により、年金受給の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今説明がありました。ご質問等があればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

2月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借4件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 それではただ今説明がありました。あっせん委員長を務められました

井上委員より報告お願い致します。

【井上委員】 いずれも2月13日の定例総会終了後にあっせん委員会を、私と早坂委員、日光委員、藤澤委員で行いました。書類あっせんということで、特に問題なく、無事成立しております。内容は記載のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(3) 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。

2月定例会議案調製以降に賃貸借の合意解約が成立した旨通知がありましたので、成立要件の有無について審議をお願いいたします。

1件目、内容は議案のとおりです。

2件目、内容は議案のとおりです。

補足ですが、どちらも解約後は改めてあっせんの申出が出されております。

【議長】 合意解約の説明がありました。まず1件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 承認するものと致します。

続いて2件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）

【議長】 なければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 承認するものと致します。

(4) 議案第2号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 続いて議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は1頁からになります。1頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、6頁に施設配置図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、本件については、このあと議案第3号で転用許可申請が出て参ります。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、こちらは議案第3号と関連しますので、第3号の説明が終わってから併せて審議と致します。

(5) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第3号の説明を致します。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、

更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は1頁からになります。まず1頁に申請地の位置図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料2頁からは許可申請書の写しを付けております。一番下側に「2 転用計画」とあり、(1)に「転用目的」、次の頁の(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

中ほどの(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の3には資金計画が掲載されています。

6頁は施設配置図です。

7頁、8頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

7頁の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に8頁、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第2号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた早坂委員の方より報告お願い致します。

【早坂委員】 3月5日現地を確認しました。本人申請のとおり既存施設では格納しきれない農作業機械類の保管等の為にも必要だと見受けられましたし、また接道状況や宅地内の状況からもこの場所に建設することが適切であると考えます。

【議長】 それでは、しばらく時間を取りますので、目を通さないとならない項目が多いと思いますので、議案と資料の内容の確認をお願いします。その後審議いただきたいと思います。

(各委員内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？確認していただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、まず議案第2号の更別村農業振興地域整備計画の変更について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 続いて、議案第3号の農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいか、どうでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、議案第2号については、異議なしとして回答するものとし、議案第3号については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(6) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。賃貸借1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、所有しているすべての農地を相手方に処分するものですので、図

面の添付を省略させていただいております。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。9頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、11頁左の「5権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、12頁左の「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

13頁は、農地所有適格法人としての事業等の状況を添付しております。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認の報告をしていただきたいと思います。細川委員お願い致します。

【細川委員】 3月9日に現地へ赴き、航空写真とも照らしながら、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 これもまた、見なきゃならない項目があるので、しばらく時間を取りますので、議案及び資料の内容の確認をお願いいたします。その後でご審議いただきたいと思います。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか、確認していただけたでしょうか？
それでは、この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等4件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借の1件目で報告したものです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借の2件目で報告したものです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借の3件目で報告したものです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第2号の賃貸借の4件目で報告したものです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました。まず賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて賃貸借4件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い
します。
（「ありません」の声）

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(8) 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基
づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説
明致します。

賃貸借3件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料15頁から18頁に申出地の図面を付けて
おります。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料19頁に申出地の図面を付けております。

3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料20頁に申出地の図面を付けております。

なお、1件目については従前と変わらない内容となりますので、書類の
みで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借3件の農地のあっせんの申出があり
ました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、1件目については

従前と変わらないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。

1件目のあっせん委員ですが、藤澤委員、家常委員、瀬田川委員、田中委員。よろしくお願い致します。

2件目のあっせん委員ですが、藤澤委員、井上委員、瀬田川委員、田中委員。よろしくお願い致します。

3件目のあっせん委員ですが、2件目と同じく藤澤委員、井上委員、瀬田川委員、田中委員。よろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、1件目については、定例会終了後でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではよろしくお願い致します。

※井上委員、藤澤委員取りまとめによりあっせんの日程調整

【議 長】 それでは2件目と3件目のあっせん委員会を3月25日9時30分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

(9) 議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

【議 長】 次、議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明お願い致します。

【事務局】 議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明致します。

農水省からの通知により、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することになっておりので、令和6年度の最適化活動の目標の設定等をご確認いただきたいと思います。

最適化活動の目標の設定等のローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」では、農地面積、農家数、農業就業者数、認定農業者数、農業委員の人数について、それぞれ指定された統計等を基に記入しています。

次の頁、ローマ数字Ⅱ「最適化活動の目標」の1「最適化活動の成果目標」(1)「農地の集積」です。

①の現状の管内の農地面積は農水省の統計の数値で、これまでの集積面積は村の集積状況調査の数値で、毎年の事ですが、集積率は100%を超えています。

②の「目標」の集積面積は、①のこれまでの集積面積と同じにしています。

(2)「遊休農地の解消」では遊休農地ゼロを維持することとしています。

次の頁、(3)「新規参入の促進」では、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上の面積を、新規参入者への貸し付けについて同意を得て公表することが求められており、目標として記載しておりますが、現在の本村における農地の動向からは、実際に公表することは難しいと考えております。

2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月当たり平均の活動日数を4日としております。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、利用状況調査、いわゆる農地パトロール以外の取り組みに係る活動強化月間を年3回設定することが求められておりますので、例年売買あっせんの集中する6月7月及び1月を農地の集積について取り組む事としております。

(3)新規参入相談会への参加目標については、国から求められている取り組みではありますが、村の新規就農制度についての具体的な案件があった場合でも、委員の皆さんに直接関わっていただく場面があまりない状況ですが、出来れば情報共有などを図っていきながら取り組んでいければと考えております。

以上、6年度の目標の設定等につきましてこの場でご意見等があればお伺いし、修正箇所があれば修正のうえ農業会議の確認を受けた上で決定し、村及び全国農業会議所のホームページで公表することになります。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問があればお願いいたします。

【井上委員】 集積率なんですけども、現状課題のところと目標と、面積が一緒なのにどうして0.1%変わってくるのですか。

【事務局長】 7年度に向けた集積の目標というのが、指針という形で定めていまして、その指針から引っ張ってきているところで、もともと指針を作った時に集積率というのを定めているので、昨年の実績とは辻褄が合わないものです。

【議長】他に何かご意見ご質問があれば。
(意見等無)

【議長】特になければ、この内容で決定し公表してもよろしいですか？
(「はい」の声)

【議長】それではこの内容で決定、公表させていただきます。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和6年度年間行事等見込表について

【議長】これよりその他の方へ移らせていただきます。まず1点目、令和6年度年間行事等見込表について説明をお願いします。

※別紙により配布

(2) 農業委員会活動記録セットについて

【議長】次に2点目、農業委員会活動記録セットについて説明をお願いします。

※活動の実績があれば事務局まで報告を

(3) 令和6年 第4回農業委員会定例総会について

※第4回定例総会は、4月12日(金)13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】相変わらずの繰り返しみたいな会議になりましたが、ありがとうございました。お疲れさまでした。